

「松阪の家」住宅基本設計支援金交付要領

(趣旨)

第1 松阪地域で生産される木材の需要拡大を促進していくなかで、地域材「松阪の木」を使って木造住宅を建設（新築）する者等に対し、予算の範囲内において、「松阪の家」住宅基本設計支援金（以下「支援金」という）を交付するものとする。

この交付については、顔の見える松阪の家づくり推進協議会規約（平成17年2月2日施行）第一条及び第三条の目的の定めるところによる。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域材「松阪の木」とは、松阪地域で育林され松阪地区木材協同組合員が製造し供給する木材製品のことをいう。

(2) 顔の見える松阪の家づくり推進協議会（以下、「協議会」という。）とは、松阪市の補助金を受け、松阪地域で生産された木材を利用した木造住宅を推進し、地域材の需要拡大を図ることを目的とする協議会のことをいう。

(3) モニターとは、地域材「松阪の木」を使った住宅取得後に、「松阪の家」制度のPRや協議会主催の催事等の開催にあたり、情報提供や参加等の協力を頂くなど、地域材「松阪の木」の利用促進に向けた取組への協力者のことをいう。

(支援金の交付対象者)

第3 支援金の交付の対象となる者は、木造住宅を新築するにあたり次の各号に該当するすべての項目を満たした建築を行う者であり、モニターとして支援金交付年度の翌年度から2年度間受諾できる者とする。

(1) 自ら居住するために新築される一戸建ての住宅

なお、増築については、居住に必要な機能を有している場合は、原則として対象とする。

(2) 延べ床面積が70m²以上の住宅

(3) 第4に定める用途に使用する木材の材積のうち、地域材「松阪の木」を60%以上、または10m³以上使用する住宅

(4) 支援金を交付申請する年度の3月末日までに棟上げが完了する住宅

(5) 協議会が構築した「顔の見える安心システム」により建設される住宅。

(6) 真壁構造或いは大壁構造の内装材、梁や小屋組など「松阪の木」が目視できる箇所がある住宅。

(7) 「松阪の木」を使った「松阪の家」らしい工夫が外観上目視できる箇所がある住宅。

(対象となる木材の用途)

第4 対象となる木材の用途は、通し柱、管柱、土台、大引き、梁、桁、胴差、小屋梁、母屋、棟木、間柱、壁板（下地材除く）、床板（下地材除く）とする。

ただし、「松阪の木合板」を使用する場合はこの限りでない。

(支援金)

第5 支援金の額は、一戸当たりに係る基本設計費で150,000円を限度とし、予算の範囲内において行う。

(支援金の交付申請)

第6 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として棟上げ30日前までに、「松阪の家」住宅基本設計支援金交付申請書に、次に掲げる書類及びその他協議会々長（以下、「会長」という。）が必要と認める書類を添えて協議会に申請しなければならない。

- (1) 松阪地区木材協同組合が発行する「松阪の木」である事が分かる証明書
 - (2) 木材使用内訳書
 - (3) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）（以下「建築基準法」という）第6条第1項第2号及び第4号の申請が必要な木造住宅については、同法第6条第1項の確認済み証の写し
 - (4) (3) 以外の住宅については、建築基準法第15条第1項の建築工事届の写し
 - (5) 住宅建築予定地の位置図
 - (6) 基本設計図書（配置、平面・立面（目視できる箇所を示したもの））
- （支援金の交付決定）

第7 会長は、第6の申請書を受理したときは、申請に係る書類の審査及び、必要に応じて現地調査等を行い、支援金の交付決定を申請者に通知するものとする。

（支援金の請求）

第8 第7の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という）は、棟上げ完了後、速やかに完了報告書及び請求書を会長に提出しなければならない。

（支援金の支払い）

第9 会長は、支援金の請求書の提出があったときは、その内容を審査し適正であると認めたときは支援金を支払うものとする。

（支援金の交付決定の取消及び返還）

第10 会長は、交付決定者が次の項目に該当するときは、支援金の交付決定を取り消すとともに、すでに交付した支援金の全額を返還するよう命ずることができる。

- (1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、または支援金の交付に関し不正な行為があったとき。

付則 この要領は、平成27年4月1日より施行し適用する。

この要領は、平成30年4月1日より施行し適用する。